

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新																														
<p>第1章 総則 (用語の定義) 第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">用語</th> <th style="text-align: center;">意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～99 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>100～109 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2章 接続する設備の範囲 第1節 標準的な接続箇所 (標準的な接続箇所) 第5条 当社の指定電気通信設備と他事業者の電気通信設備との標準的な接続箇所は次のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">標準的な接続箇所</th> <th style="text-align: center;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(6) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	用語	意味	1～99 (略)	(略)	100～109 (略)	(略)	標準的な接続箇所	内容	(1)～(6) (略)	(略)	<p>第1章 総則 (用語の定義) 第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">用語</th> <th style="text-align: center;">意味</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～99 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>99-2 IP通信網県間 区間伝送路</td> <td>一般中継局ルータ間の伝送路設備等のうち、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第2条第3項第1号イに規定する都道府県の区域をまたがるもの</td> </tr> <tr> <td>100～109 (略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>110 最優先クラス</td> <td>IP通信網内において高優先クラス、優先クラス及びベストエフォートクラスより優先してIPパケットを転送する品質クラスで、専らSIPサーバにより制御を行う通信の用に供するもの</td> </tr> <tr> <td>111 高優先クラス</td> <td>IP通信網内において優先クラス及びベストエフォートクラスより優先してIPパケットを転送する品質クラス(最優先クラスを除きます。)</td> </tr> <tr> <td>112 優先クラス</td> <td>IP通信網内においてベストエフォートクラスより優先してIPパケットを転送する品質クラス(高優先クラス及び最優先クラスを除きます。)</td> </tr> <tr> <td>113 ベストエフォート クラス</td> <td>IP通信網内においてIPパケットを転送する際、優先されない品質クラス</td> </tr> </tbody> </table> <p>第2章 接続する設備の範囲 第1節 標準的な接続箇所 (標準的な接続箇所) 第5条 当社の指定電気通信設備と他事業者の電気通信設備との標準的な接続箇所は次のとおりとします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">標準的な接続箇所</th> <th style="text-align: center;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)～(6) (略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	用語	意味	1～99 (略)	(略)	99-2 IP通信網県間 区間伝送路	一般中継局ルータ間の伝送路設備等のうち、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第2条第3項第1号イに規定する都道府県の区域をまたがるもの	100～109 (略)	(略)	110 最優先クラス	IP通信網内において高優先クラス、優先クラス及びベストエフォートクラスより優先してIPパケットを転送する品質クラスで、専らSIPサーバにより制御を行う通信の用に供するもの	111 高優先クラス	IP通信網内において優先クラス及びベストエフォートクラスより優先してIPパケットを転送する品質クラス(最優先クラスを除きます。)	112 優先クラス	IP通信網内においてベストエフォートクラスより優先してIPパケットを転送する品質クラス(高優先クラス及び最優先クラスを除きます。)	113 ベストエフォート クラス	IP通信網内においてIPパケットを転送する際、優先されない品質クラス	標準的な接続箇所	内容	(1)～(6) (略)	(略)
用語	意味																														
1～99 (略)	(略)																														
100～109 (略)	(略)																														
標準的な接続箇所	内容																														
(1)～(6) (略)	(略)																														
用語	意味																														
1～99 (略)	(略)																														
99-2 IP通信網県間 区間伝送路	一般中継局ルータ間の伝送路設備等のうち、日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)第2条第3項第1号イに規定する都道府県の区域をまたがるもの																														
100～109 (略)	(略)																														
110 最優先クラス	IP通信網内において高優先クラス、優先クラス及びベストエフォートクラスより優先してIPパケットを転送する品質クラスで、専らSIPサーバにより制御を行う通信の用に供するもの																														
111 高優先クラス	IP通信網内において優先クラス及びベストエフォートクラスより優先してIPパケットを転送する品質クラス(最優先クラスを除きます。)																														
112 優先クラス	IP通信網内においてベストエフォートクラスより優先してIPパケットを転送する品質クラス(高優先クラス及び最優先クラスを除きます。)																														
113 ベストエフォート クラス	IP通信網内においてIPパケットを転送する際、優先されない品質クラス																														
標準的な接続箇所	内容																														
(1)～(6) (略)	(略)																														

(7) I S P接続用ルータ	I S P接続用ルータ(中継局ルータであって、主としてインターネット接続サービスを提供する協定事業者が接続するためのものをいいます。以下同じとします。)におけるI P通信網終端装置(I P通信網との接続を行うために必要な当社が指定する装置及び当該装置を集約する装置をいいます。以下同じとします。)の他事業者側ポート(I P通信網への通信を実現するために電気通信回線を収容する1の単位をいいます。以下同じとします。)又は当該I P通信網終端装置と他事業者の電気通信設備との間に光信号局内伝送路を設置するときは他事業者の電気通信設備の当社側コネクタ
(7) - 2 一般中継局ルータ	一般中継局ルータ(I S P接続用ルータを除きます。)におけるI P通信網間接続装置(I P通信網とこれに相当する協定事業者の網との接続を行うために必要な当社が指定する装置をいいます。以下同じとします。)に係る当社配線盤の他事業者側コネクタ又は当該配線盤と他事業者の電気通信設備との間に光信号局内伝送路を設置するときは他事業者の電気通信設備の当社側コネクタ
(7) - 3 ~ (8) (略)	(略)

第3章 協定の締結手続き等

第1節 事前調査

(事前調査の申込み)

第11条 当社は、接続申込者が、当社の指定電気通信設備とその接続申込者の電気通信設備との接続を申込み場合は、その接続の可否、接続可能時期、当社の指定電気通信設備(ソフトウェアを含みます。以下この章(第2節を除きます。))において同じとします。)の設置又は改修の要否及びその接続に係る概算費用の算定等の検討(以下「事前調査」といいます。)を行います。

2 ~ 4 (略)

第4節 接続申込み

(接続申込みの承諾)

第22条 当社は、前条に規定する接続申込みがあったときは、次の各号の場合を除き、その接続申込みを受け付けた順番に従って別表3(様式)様式第13の書面により承諾します。

(1) 電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき(接続申込者が、D S L回線との接続を要望する場合には、社団法人情報通信技術委員会(以下「T T C」といいます。)においてスペクトル適合性が確認されていない伝送システムにより接続しようとするときを、I P o E方式による接続(インターネット接続サービスを提供する協定事業者がI P通信網との接続をI P v 6アドレスにより行うものに限ります。以下「I P o E接続」といいます。)を要望する場合には、I P o E接続を行っている

(7) I S P接続用ルータ	関門系ルータ(他の電気通信事業者の電気通信設備と中継局ルータとを接続する場合においてこれらの設備の間に設置される中継局ルータ(他の電気通信事業者の電気通信設備に直接接続することができるものに限ります。)をいいます。以下同じとします。)のうちI S P接続用ルータ(中継局ルータであって、主としてインターネット接続サービスを提供する協定事業者が接続するためのものをいいます。以下同じとします。)におけるI P通信網終端装置(I P通信網との接続を行うために必要な当社が指定する装置及び当該装置を集約する装置をいいます。以下同じとします。)の他事業者側ポート(I P通信網への通信を実現するために電気通信回線を収容する1の単位をいいます。以下同じとします。)又は当該I P通信網終端装置と他事業者の電気通信設備との間に光信号局内伝送路を設置するときは他事業者の電気通信設備の当社側コネクタ
(7) - 2 一般中継局ルータ	一般中継局ルータのうち関門系ルータ(I S P接続用ルータを除きます。)におけるI P通信網間接続装置(I P通信網とこれに相当する協定事業者の網との接続を行うために必要な当社が指定する装置をいいます。以下同じとします。)に係る当社配線盤の他事業者側コネクタ又は当該配線盤と他事業者の電気通信設備との間に光信号局内伝送路を設置するときは他事業者の電気通信設備の当社側コネクタ
(7) - 3 ~ (8) (略)	(略)

第3章 協定の締結手続き等

第1節 事前調査

(事前調査の申込み)

第11条 当社は、接続申込者が、当社の指定電気通信設備とその接続申込者の電気通信設備との接続を申込み場合は、その接続の可否、接続可能時期、当社の指定電気通信設備(ソフトウェアを含みます。以下この章(第2節を除きます。))において同じとします。)の設置又は改修の要否及びその接続に係る概算費用の算定等の検討(以下「事前調査」といいます。)を行います。この場合において、接続申込者がI P o E接続(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7欄で接続するものうちI P o E方式で接続するものをいい、I P通信網との接続をI P v 6アドレスにより行うものに限ります。以下同じとします。)を申込み際に、I P o E接続を行っている協定事業者(当社からI P o E接続に係る接続申込みの承諾を受けている接続申込者を含みます。)の数が16に達しているときは、当社は当該接続を可能とするために必要な措置等の影響を検討します。

2 ~ 4 (略)

第4節 接続申込み

(接続申込みの承諾)

第22条 当社は、前条に規定する接続申込みがあったときは、次の各号の場合を除き、その接続申込みを受け付けた順番に従って別表3(様式)様式第13の書面により承諾します。

(1) 電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき(接続申込者がD S L回線との接続を要望する場合には、社団法人情報通信技術委員会(以下「T T C」といいます。))においてスペクトル適合性が確認されていない伝送システムにより接続しようとするときを含みます。)

協定事業者（当社から I P o E 接続に係る接続申込みの承諾を受けている接続申込者を含みます。）の数が16 に達しているときを、それぞれ含みます。）。

（接続用設備の設置又は改修の申込みの承諾）

第 25 条 （略）

(1) ～ (4) （略）

（接続用設備の設置又は改修の申込みの承諾）

第 25 条 （略）

(1) ～ (4) （略）

(5) P P P o E 方式による接続（以下「P P P o E 接続」といいます。）に係る I P 通信網終端装置（増設基準を設けないものを除きます。以下この号において同じとします。）の増設の申込みがあった場合において、増設基準（当社が円滑なインターネット接続を実現する見地から別に定める I P 通信網終端装置の増設に係る基準をいい、接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにするものとし、以下同じとします。）を満たさないとき

第 6 節の 3 優先パケット機能の接続に関する手続き

（優先パケット機能の接続に係る管理方針）

第 34 条の 14 当社は、特定のパケットについて優先的に通信の交換等又は伝送を行う機能（以下、「優先パケット機能」といいます。）との接続にあたり、以下の各号に掲げる事項を遵守するものとします。

(1) 通信の秘密を確保すること

(2) 優先パケット機能を利用する協定事業者及び当社並びに当該通信を取り扱う電気通信事業者及び当社が提供する電気通信サービスの利用者に対し、不当な差別的取扱いを行わないこと

(3) 優先パケット機能を利用した通信の内容による不当な差別的取扱いを行わないこと

2 当社は、端末系交換機能第 10 欄イ欄及びルーティング伝送機能第 2 欄ウ欄（以下、「優先クラス通信機能」といいます。）との接続にあたって、1 回線あたりの優先クラスの利用帯域の上限を設けるものとします。この場合において、利用可能な上限値は、優先クラス通信機能を利用する回線が I P 通信網サービス契約約款に定めるメニュー 5-1 のプラン 3、メニュー 5-2 及びメニュー 5-4（以下、「ファミリータイプ及びマンションタイプ」といいます。）の場合は 1Mbit/s（音声のみに利用する場合は 4Mbit/s）、メニュー 5-1 のプラン 5（以下、「ビジネスタイプ」といいます。）の場合は 10Mbit/s（音声のみに利用する場合は 12Mbit/s）とします。

3 当社は、優先クラス通信機能との接続にあたって、接続申込者が指定する優先クラス通信機能に係る通信宛先アドレスと 1 回線あたりの優先クラスの利用帯域の組み合わせ（以下「設定パターン」といいます。）を一般収容局ルータに設定するものとします。この場合において、設定可能な上限数は、優先クラス通信機能を利用する回線がファミリータイプ及びマンションタイプの場合、ビジネスタイプの場合それぞれ 13 とします。

4 接続申込者は、前 2 項の場合において、上限を超えた接続を要望する場合は、第 11 条（事前調査の申込み）に規定する事前調査の申込みを行うものとし、当社は、上限の見直しが行われた場合には、この約款に見直し後の上限を規定します。

（優先クラス通信機能の接続申込み）

第 34 条の 15 優先クラス通信機能の利用を開始する接続申込者は、第 11 条（事前調査の申込み）に定める事前調査を行う際に、事前調査申込書と併せて別表 3（様式）様式第 8 別紙 5 を当社が指定する事務取扱所に提出することを要します。

2 前項の場合において、当社は、以下の各号に定める上限の範囲で優先クラス通信機能を利用することができる旨の回答を行うものとします。

(1) 1 回線あたりの優先クラスの利用帯域が、優先クラス通信機能を利用する回線がファミリータイプ及び

マンションタイプの場合は1Mbit/s（音声のみに利用する場合は4Mbit/s）以下、ビジネスタイプの場合は10Mbit/s（音声のみに利用する場合は12Mbit/s）以下であること

(2) 一度に申込む設定パターン数が、優先クラス通信機能を利用する回線がファミリータイプ及びマンションタイプの場合並びにビジネスタイプの場合それぞれ2（その申込み以前に接続申込みを行い、未だ優先クラス通信機能との接続を開始していない設定パターンがある場合は、その数を含んで2とします。）以下であること

3 協定事業者（当社が優先クラス通信機能の利用に係る接続申込みを承諾した協定事業者をいいます。以下この条において同じとします。）は、回線ごとに優先クラス通信機能の利用を申込む場合は、当社に対し、優先クラス通信機能を付加するにあたり必要な契約者情報等（当社は、その申込みに必要な情報について接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにするものとします。）を通知することを要します。

4 前項の場合において、当社は、協定事業者が通知した内容と当社が保有する優先クラス通信機能を付加する回線の契約者情報及び別表3様式第8別紙5の記載内容が一致したときは、その申込みを承諾するものとし、協定事業者が指定した利用開始希望時期に優先クラス通信機能の利用開始工事を行うものとします。

ただし、大量の申込みを一時に受け付けた場合、他の協定事業者より大量の申込みを既に受け付けている場合又はIP通信網を利用した電気通信サービスに輻輳等の影響を与えるおそれがある場合等の特別の事情のあるときは、協定事業者が指定した利用開始希望時期に優先クラス通信機能の利用開始工事ができない場合があります。

第5章 協定の締結・解除等

（当社が行う協定の解除）

第45条 当社は、第60条（接続の停止）の規定により接続を停止された協定事業者が、なおその事実を解消しないときは、協定を解除することがあります。ただし、第60条第1項の表中第4欄の規定により接続を停止された協定事業者との間で締結している協定を解除する場合は、当該協定事業者が第50条の4（IPoE接続に係る責務）の規定に違反している事由が解消されていない旨を総務大臣が認めたときに限るものとします。

（トラヒック又は回線数等の通知）

第50条

1～2（略）

3 一般収容局ルータ優先パケット識別機能及び一般中継局ルータ優先パケットルーティング伝送機能を利用する協定事業者（当該接続を開始する予定のある接続申込者を含みます。以下この項及び料金表（接続料金）第1（網使用料）1（適用）第26-2欄において同じとします。）は、当社が定める期日までに、別表3（様式）様式第24-4の書面により、見込み需要（各月末の契約数（協定事業者が一般収容局ルータ優先パケット識別機能を利用したサービスを提供するIP通信網サービスの回線数をいいます。以下料金表第1（網使用料）1（適用）第26-2欄及び2（料金額）2-1第6欄において同じとします。）及び各月の送受信データ量（一般中継局ルータ優先パケットルーティング伝送機能により送受信するデータ（Mbit単位とし、送受信した信号が通信の相手先に到達しないものを含みます。）の量をいいます。以下同じとします。）とします。以下第69条及び第74条において同じとします。）を当社に通知することを要します。

第5章 協定の締結・解除等

（当社が行う協定の解除）

第45条 当社は、第60条（接続の停止）の規定により接続を停止された協定事業者が、なおその事実を解消しないときは、協定を解除することがあります。

（トラヒック又は回線数等の通知）

第50条

1～2（略）

3 優先クラス通信機能を利用する協定事業者（当該接続を開始する予定のある接続申込者を含みます。以下この項及び料金表（接続料金）第1（網使用料）1（適用）第8-11欄において同じとします。）は、当社が定める期日までに、別表3（様式）様式第24-4の書面により、見込み需要（各月末の契約数（協定事業者が端末系交換機能第10欄イ欄を利用したサービスを提供するIP通信網サービスの回線数をいいます。以下料金表第1（網使用料）1（適用）第8-11欄及び2（料金額）2-2第10欄イ欄において同じとします。）及び各月の送受信データ量（ルーティング伝送機能第2欄ウ欄により送受信するデータ（Mbit単位とし、送受信した信号が通信の相手先に到達しないものを含みます。）の量をいいます。以下同じとします。）とします。以下第69条及び第74条において同じとします。）を当社に通知することを要します。

(I P o E 接続に係る責務)

第50条の4 I P o E 接続を行っている協定事業者(当該接続に係る接続申込者を含みます。)は、I P o E 接続に関する協定等(I P 通信網とのI P o E 接続に係る機能により提供される接続機能に関する協定又は卸電気通信役務の提供に関する契約をいいます。以下同じとします。)の締結等について、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならないものとします。

- (1) 不当な接続の条件又は卸電気通信役務の提供の条件を付さないこと。
- (2) 特定の電気通信事業者に対して不当に差別的な取扱いを行わないこと。

第9章 接続の一時中断、停止及び中止

(接続の停止)

第60条 当社は、協定事業者が次表の左欄のいずれかに該当するときは、右欄に規定する期間、この約款に基づき締結した協定に係る接続を停止することがあります(表中第2欄の場合において、新たな接続申込みに関し債務の履行の担保を要するときは、既存の接続を停止することはないものとします。)

区 別	期 間
(1)～(3) (略)	(略)
(4) 第50条の4(I P o E 接続に係る責務)の規定に違反している旨を総務大臣が認めたとき。	その違反の事由が解消された旨を総務大臣が認めるまでの間
(5) (略)	(略)

第10章 料金等

第2節 接続料金の支払義務

(定額制の網使用料の支払義務)

第64条 協定事業者は、次の各号の規定に従い、料金表第1表第1(網使用料)に規定する網使用料のうち月額で定める料金(以下「定額制の網使用料」といいます。)を支払うことを要します。

- (1)～(2) (略)
- (3) 端末回線伝送機能2-1-1-1第2欄ウ欄若しくは第4欄若しくは第4-2欄若しくは第5欄若しくは第7欄、I S M折返し機能、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、光信号分岐端末回線管理機能、D S L回線管理機能、D S L回線故障対応機能、端末回線伝送機能管理機能、光回線設備管理機能、光信号局内回線管理機能、I P 通信網回線管理機能、波長多重機能又はルーティング伝送機能第1欄から第4欄の場合

当該機能の利用を開始した日(端末回線伝送機能2-1-1-1第2欄ウ欄又は光信号電気信号変換機能については、第28条(完成通知)に規定する完成通知に記載した期日とします。)から起算して協定の解除若しくは消滅又は接続の変更により当社の指定電気通信設備との接続を終了した日の前日までの期間(当該機能の利用を開始した日と接続を終了した日が同一である場合は1日とします。)

- (4) ルーティング伝送機能第6欄又は第7欄の場合
前条に規定する機能の利用を開始する予定の期日を含む月から起算して当社の指定電気通信設備との接続を終了する予定の期日(協定の解除又は消滅があった場合はその期日とします。)を含む月までの期間
2～5 (略)

(I P o E 接続に係る責務)

第50条の4 I P o E 接続を行っている協定事業者(当該接続に係る接続申込者を含みます。)は、電気通信事業者がI P o E 接続に係る接続又は卸電気通信役務の提供を請求する場合において、I P o E 接続を開始するまでに次の各号に掲げる事項について整備し、公表するものとします。

- (1) I P o E 接続に係る接続又は卸電気通信役務の概要
- (2) I P o E 接続に係る接続又は卸電気通信役務の利用に係る問い合わせ窓口等の情報開示の手続き
- (3) I P o E 接続に係る接続又は卸電気通信役務の提供を請求し当該請求への回答を受ける手続き

第9章 接続の一時中断、停止及び中止

(接続の停止)

第60条 当社は、協定事業者が次表の左欄のいずれかに該当するときは、右欄に規定する期間、この約款に基づき締結した協定に係る接続を停止することがあります(表中第2欄の場合において、新たな接続申込みに関し債務の履行の担保を要するときは、既存の接続を停止することはないものとします。)

区 別	期 間
(1)～(3) (略)	(略)
(4) 削除	
(5) (略)	(略)

第10章 料金等

第2節 接続料金の支払義務

(定額制の網使用料の支払義務)

第64条 協定事業者は、次の各号の規定に従い、料金表第1表第1(網使用料)に規定する網使用料のうち月額で定める料金(以下「定額制の網使用料」といいます。)を支払うことを要します。

- (1)～(2) (略)
- (3) 端末回線伝送機能2-1-1-1第2欄ウ欄若しくは第4欄若しくは第4-2欄若しくは第5欄若しくは第7欄、I S M折返し機能、光信号電気信号変換機能、光信号多重分離機能、光信号分岐端末回線管理機能、D S L回線管理機能、D S L回線故障対応機能、端末回線伝送機能管理機能、光回線設備管理機能、光信号局内回線管理機能、I P 通信網回線管理機能、波長多重機能、一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能、一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能又は特別収容局ルータ接続ルーティング伝送機能の場合

当該機能の利用を開始した日(端末回線伝送機能2-1-1-1第2欄ウ欄又は光信号電気信号変換機能については、第28条(完成通知)に規定する完成通知に記載した期日とします。)から起算して協定の解除若しくは消滅又は接続の変更により当社の指定電気通信設備との接続を終了した日の前日までの期間(当該機能の利用を開始した日と接続を終了した日が同一である場合は1日とします。)

- (4) 端末系交換機能第10欄イ欄又はルーティング伝送機能第2欄ウ欄の場合
前条に規定する機能の利用を開始する予定の期日を含む月から起算して当社の指定電気通信設備との接続を終了する予定の期日(協定の解除又は消滅があった場合はその期日とします。)を含む月までの期間
2～5 (略)

第3節 工事費及び手続費等の支払義務 (手続費の支払義務)

第68条 協定事業者は、次の各号の場合には、料金表第2表第2（手続費）に規定する手続費の支払いを要します。

(1)～(19) (略)

(20) その協定事業者が光信号端末回線（端末回線伝送機能2-1-1-1第6欄ア欄に係るものに限ります。）、光信号中継回線（光信号中継伝送機能に係るものに限ります。）、光信号局内回線（光信号局内伝送機能に係るものに限ります。）又はルーティング伝送機能（閘門交換機接続ルーティング伝送機能、一般収容局ルータ優先パケット識別機能及び一般中継局ルータ優先パケットルーティング伝送機能を除きます。）に係る回線（以下「IP通信網回線」といいます。）の設置の申込みの承諾を受けたとき。

第4節 料金の計算及び支払い (網使用料の実績に基づく精算)

第74条 当社は、料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）に規定するルーティング伝送機能第6欄又は第7欄について、その事業年度の見込み需要の実績値（以下この条において「当年度実績」といいます。）を把握したときは、第69条（定額制の網使用料及び網改造料の計算方法）第3項の規定に基づき計算した網使用料と、当年度実績と当年度実績によって算定した精算のための網使用料により計算した網使用料との差額を、協定事業者と精算するものとします。

2 送受信データ量の実績値は、当社の電気通信設備が優先パケット（技術的条件集別表26.5に規定する優先クラスに対応した転送優先度識別子を設定したIPパケットをいいます。以下同じとします。）を送受信した量とし、当社の機器により把握します。

第16章 雑則

(接続の手続及び算定根拠に関する情報の提供)

第99条の8 当社は接続協議等に関する情報については、その情報を冊子により接続事業者へ公表するとともに、当該情報を接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにします。また、接続約款に規定された接続料並びに当社の通信用建物、管路、とう道及び電柱に接続に必要な装置等を設置する場合における費用等の原価算定根拠に関する情報についても、当該情報を接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにします。

6 前項までの規定にかかわらず、接続申込者が負担すべき網使用料（料金表第1表第1（網使用料）に規定する中継系交換機能第4欄イ欄に係るものに限ります。）については、この約款において料金表第1表第2（網改造料）に規定する網改造料と同様に取り扱います。

第3節 工事費及び手続費等の支払義務 (手続費の支払義務)

第68条 協定事業者は、次の各号の場合には、料金表第2表第2（手続費）に規定する手続費の支払いを要します。

(1)～(19) (略)

(20) その協定事業者が光信号端末回線（端末回線伝送機能2-1-1-1第6欄ア欄に係るものに限ります。）、光信号中継回線（光信号中継伝送機能に係るものに限ります。）、光信号局内回線（光信号局内伝送機能に係るものに限ります。）又はその他の機能第23欄、第24欄若しくはルーティング伝送機能第1欄オ欄に係る回線（以下「IP通信網回線」といいます。）の設置の申込みの承諾を受けたとき。

第4節 料金の計算及び支払い (網使用料の実績に基づく精算)

第74条 当社は、料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）に規定する端末系交換機能第10欄イ欄又はルーティング伝送機能第2欄ウ欄について、その事業年度の見込み需要の実績値（以下この条において「当年度実績」といいます。）を把握したときは、第69条（定額制の網使用料及び網改造料の計算方法）第3項の規定に基づき計算した網使用料と、当年度実績と当年度実績によって算定した精算のための網使用料により計算した網使用料との差額を、協定事業者と精算するものとします。

2 送受信データ量の実績値は、当社の電気通信設備が優先クラスに対応した転送優先度識別子を設定したIPパケットを送受信した量とし、当社の機器により把握します。

第16章 雑則

(接続の手続及び算定根拠に関する情報の提供)

第99条の8 当社は、接続協議等に関する情報について、当該情報をまとめた一の集合物により、接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにします。

2 当社は、接続約款に規定された接続料並びに当社の通信用建物、管路、とう道及び電柱に接続に必要な装置等を設置する場合における費用等の原価算定根拠に関する情報について、当該情報を接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにします。

(優先クラス通信機能に係る情報の提供)

第99条の14 当社は、次の各号に規定する情報を協定事業者（接続申込者を含みます。）が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにします。この場合において、この情報の閲覧については、費用の支払いは要しません。ただし、閲覧できる情報のうち調査時期により状況に変動が生じる情報については、現状との相違が含まれることがあります。

(1) 優先クラス通信機能の利用開始可能時期に係る情報

(2) 第34条の14第3項に定める設定パターンの利用可能残数

料金表
通則

(消費税相当額の加算)

第 64 条(定額制の網使用料の支払義務)から第 68 条(手続費の支払義務)までの規定、第 95 条(接続に必要な装置等の設置又は保守に係る契約)の規定その他この約款の規定により料金表に定める料金等の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額(当社の契約約款の料金表に定める料金を準用する場合は、消費税相当額を含まないものを準用するものとします。)に消費税相当額を加算した額とします。

第 1 表 接続料金
第 1 網使用料
1 適用

区 分	内 容
(1)～(4) (略)	(略)

(I P 通信網県間区間伝送路との接続の申込みに係る手続き等)

第 102 条 接続申込者が、第 5 条(標準的な接続箇所)第 1 項の表中第 7 欄又は第 7-2 欄での接続の申込みと併せて I P 通信網県間区間伝送路の接続を申込みの場合において、 I P 通信網県間区間伝送路の接続に係る手続き等は、第 11 条(事前調査の申込み)、第 12 条(事前調査の受付及び順番)、第 13 条(事前調査の回答)、第 21 条(接続申込み)、第 22 条(接続申込みの承諾)、第 38 条(標準的接続期間)、第 40 条(協定の単位)から第 46 条(協定の消滅)及び第 99 条の 8(接続の手続及び算定根拠に関する情報の提供)第 1 項の規定を準用します。

2 前項に規定する申込みがあった場合であって、 I P 通信網県間区間伝送路に係る事前調査の回答が第 5 条第 1 項の表中第 7 欄又は第 7-2 欄での接続に係る事前調査の回答より遅かったときは、第 21 条第 1 項及び第 3 項に規定する期限を、 I P 通信網県間区間伝送路に係る事前調査の回答を受けた後 1 ヶ月以内とします。

料金表
通則

(消費税相当額の加算)

1 第 64 条(定額制の網使用料の支払義務)から第 68 条(手続費の支払義務)までの規定、第 95 条(接続に必要な装置等の設置又は保守に係る契約)の規定その他この約款の規定により料金表に定める料金等の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額(当社の契約約款の料金表に定める料金を準用する場合は、消費税相当額を含まないものを準用するものとします。)に消費税相当額を加算した額とします。

(適用欄の取扱い)

2 接続申込者は、この料金表の適用によらない接続を要望する場合は、第 11 条(事前調査の申込み)に規定する事前調査の申込みを行うものとします。

第 1 表 接続料金
第 1 網使用料
1 適用

区 分	内 容
(1)～(4) (略)	(略)

(5) 機能ごとの網使用料の適用の特例	協定事業者は、2（料金額）2-8（第4欄及び第5欄を除きます。）又は2-11（第12欄から第20欄を除きます。）に規定する機能を利用したときは、その利用に関して料金表第1表第1に掲げる他の機能に係る料金の支払いを要しません。
(6)～(8)-10 (略)	(略)
(9)～(22) (略)	(略)
(23) DSL回線管理機能、下部端末回線管理機能、端末回線伝送機能管理機能、光回線設備管理機能若しくは光信号局内回線管理機能、光信号分岐端末回線管理機能又はIP通信網回線管理機能に係る料金については、協定事業者が、それぞれ2（料金額）2-1-1-1第4欄、第4-2欄、第5欄、第6欄ア欄若しくは2-5-3若しくは2-11第19欄、2-1-1-2第2欄ア欄又は2-13第1欄から第3欄に規定する機能を利用する場合に適用します。	
(24)～(26) (略)	(略)

(5) 機能ごとの網使用料の適用の特例	ア 協定事業者は、2（料金額）2-8（第4欄及び第5欄を除きます。）又は2-11（第12欄から第20欄を除きます。）に規定する機能を利用したときは、その利用に関して料金表第1表第1に掲げる他の機能に係る料金の支払いを要しません。 イ 2-2第9欄若しくは第10欄（イ欄を除きます。）、2-4第4欄（イ欄を除きます。）、2-4の2、2-7の2又は2-13第2欄（ウ欄を除きます。）に規定する機能は、次に掲げるいずれかの組み合わせで適用することとします。 (7) 2-2第9欄ア欄及び第10欄ウ欄、2-4第4欄ア欄並びに2-13第2欄エ欄 (4) 2-2第9欄イ欄及び第10欄ア欄、2-4第4欄ウ欄、2-7の2並びに2-13第2欄ア欄又はイ欄 (ウ) 2-2第9欄イ欄及び第10欄ア欄、2-4第1欄、2-4の2、2-7の2並びに2-13第2欄ア欄
(6)～(8)-10 (略)	(略)
(8)-11 一般収容局ルータ優先パケット識別機能及び一般中継系ルータ交換伝送機能に係る料金の適用	ア 2（料金額）2-2第10欄イ欄及び2-13第2欄ウ欄については、組み合わせて適用します。 イ 2-2第10欄イ欄に係る料金については、各協定事業者の適用事業年度の各月末における見込み契約数（第50条（トラヒック又は回線数等の通知）第3項に基づき、協定事業者が予め当社に提示しているものをいいます。）を乗じて算定した額を、各協定事業者に適用します。 ウ 2-13第2欄ウ欄に係る料金については、各協定事業者の適用事業年度の各月における見込み送受信データ量（第50条第3項に基づき、協定事業者が予め当社に提示しているものをいいます。）を乗じて算定した額を、各協定事業者に適用します。
(9)～(22) (略)	(略)
(23) DSL回線管理機能、下部端末回線管理機能、端末回線伝送機能管理機能、光回線設備管理機能若しくは光信号局内回線管理機能、光信号分岐端末回線管理機能又はIP通信網回線管理機能に係る料金については、協定事業者が、それぞれ2（料金額）2-1-1-1第4欄、第4-2欄、第5欄、第6欄ア欄若しくは2-5-3若しくは2-11第19欄、2-1-1-2第2欄ア欄又は2-11第23欄、第24欄若しくは2-13第1欄才欄に規定する機能を利用する場合に適用します。	
(24)～(26) (略)	(略)

(26)-2 ルーティング伝送機能に係る料金の適用	<p>ア 第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7欄で接続する一般収容局ルータ優先パケット識別機能及び一般中継局ルータ優先パケットルーティング伝送機能については、組み合わせて適用します。</p> <p>イ 一般収容局ルータ優先パケット識別機能に係る料金については、各協定事業者の適用事業年度の各月末における見込み契約数（第50条（トラヒック又は回線数等の通知）第3項に基づき、協定事業者が予め当社に提示しているものをいいます。）を乗じて算定した額を、各協定事業者に適用します。</p> <p>ウ 一般中継局ルータ優先パケットルーティング伝送機能に係る料金については、各協定事業者の適用事業年度の各月における見込み送受信データ量（第50条第3項に基づき、協定事業者が予め当社に提示しているものをいいます。）を乗じて算定した額を、各協定事業者に適用します。</p>
(27)～(31) (略)	(略)

- 2 料金額
 - 2-1 端末回線伝送機能
 - 2-1-1 基本額
 - 2-1-1-1 基本料

				月額
区 分	単位	料金額	備考	

(26)-2 削除	
(27)～(31) (略)	(略)
(32) 関門系ルータ交換機能に係る料金の適用	<p>ア 関門系ルータ交換機能（IPoE方式で接続する場合に限りです。）イ欄に係る料金については、2（料金額）2-4第4欄に掲げる平成30年4月1日時点のIP通信網終端装置（IPoE方式で接続するものに限りです。以下この欄において同じとします。）の設置場所（以下料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）において「設置場所」といいます。）の区分ごとに算定した料金額を、IPoE接続を利用する協定事業者に適用します。なお、平成30年4月1日以降、その区分ごとのIP通信網終端装置等の増設等により、当社が算定した額が変動することがあります。この場合において、その変動後の額については、料金表第1表第2（網改造料）2-1に規定する網改造料の算出式を準用して算定するものとします。また、当社は、その変動後の額について、接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにするものとします。</p> <p>イ 前欄に規定する料金について、複数の協定事業者が同一の設置場所の区分でIP通信網終端装置を利用する場合は、各協定事業者と協議の上、その区分のIP通信網終端装置の利用状況に応じて、2（料金額）2-4第4欄に掲げる料金額について、料金表第1表第2（網改造料）1（適用）第2欄の規定を準用して按分した額を、各協定事業者に適用します。また、当社は、その具体的な按分方法及び各協定事業者に適用する按分後の額について接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにするものとします。</p>

- 2 料金額
 - 2-1 端末回線伝送機能
 - 2-1-1 基本額
 - 2-1-1-1 基本料

				月額
区 分	単位	料金額	備考	

(1)～(8) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(9) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア 10Mbit/s から 100Mbit/s までの符合伝送が可能なもの	1 回線ごとに	4,185 円
		イ 200Mbit/s から 1 Gbit/s までの符合伝送が可能なもの	1 回線ごとに	7,910 円

2-1-1-1の2~2-1の4 (略)

2-2 端末系交換機能

区 分		単 位	料金額	備考
(1)～(8) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2-3 (略)

(1)～(8) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(9) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-3欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア 10Mbit/s から 100Mbit/s までの符合伝送が可能なもの	1 回線ごとに	4,204 円
		イ 200Mbit/s から 1 Gbit/s までの符合伝送が可能なもの	1 回線ごとに	8,999 円

2-1-1-1の2~2-1の4 (略)

2-2 端末系交換機能

区 分		単 位	料金額	備考
(1)～(8) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(9) 端末系ルータ交換機能	一般収容局ルータにより通信の交換を行う機能	ア アイ以外のもの	1 装置ごとに月額	383,142円
		イ 専らIP電話の提供の用に供するもの	1 装置ごとに月額	465,054円
(10) 一般収容局ルータ優先パケット識別機能	一般収容局ルータにおいて、優先パケット(最優先クラス、高優先クラス及び優先クラスに対応した転送優先度識別子を設定したIPパケットをいいます。以下、同じとします。)等を識別する機能	ア SIPサーバを用いて制御するもの	1チャンネルごとに月額	1.95 円
		イ 優先クラスを識別するもの	1 契約数ごとに月額	2.16 円
		ウ アイ以外のもの	1 装置ごとに月額	7,909 円

2-3 (略)

2-4 中継系交換機能

区 分		単 位	料金額	備 考
(1)～(3) (略)	(略)	(略)	(略)	

2-4 中継系交換機能

区 分		単 位	料金額	備 考		
(1)～(3) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(4) 関門系 ルータ 交換機 能	関門系ルータ で接続する場 合における当 該関門系ルー タにより通信 の交換を行う 機能	ア 第5条(標準的な接続箇 所)第1項の表中第7欄で 接続するものうちPP PoE方式で接続する場 合	1装置ご とに月額	175,453円	—	
		イ 第5条(標 準的な接続 箇所)第1項 の表中第7 欄で接続す るものう ちI PoE 方式で接続 する場合	月額	14,758,000 円	平成30年 4月1日 時点から I PoE 接続を利用 している 協定事業 者に適用 します。	
			千葉県内 の設置場 所において 接続する 場合	月額	2,900,583 円	平成30年 4月1日 以降当社 の準備が 整った時 点からI PoE接 続を利用 している 協定事業 者に適用 します。
			埼玉県内 の設置場 所において 接続する 場合	月額	3,041,250 円	平成30年 4月1日 以降当社 の準備が 整った時 点からI PoE接 続を利用 している 協定事業 者に適用 します。

		神奈川県内の設置場所において接続する場合	月額	3,085,000円	平成30年4月1日以降当社の準備が整った時点からIPoE接続を利用している協定事業者に適用します。
		ウ 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7-2欄で接続する場合	1ポートごとに月額	1,250,000円	—

2-4の2 音声パケット変換機能

区 分		単 位	料金額	備考
音声パケット変換機能	IGSで接続し、音声信号とパケットの相互間の変換を行う機能	1秒ごとに	0.0011631円	—

2-5~2-6の2 (略)

2-6の3 イーサネットフレーム伝送機能

2-6の3-1 中継局イーサネットスイッチに係る部分の料金額

1 中継局イーサネットスイッチごとに月額

区 分		料金額	備 考
イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(中継局イーサネットスイッチに係るものに限ります。)	197,917円	—

2-6の3-2 都道府県の区域における通信に係る部分の料金額

都道府県の区域ごとに月額

区 分		料金額	備 考
イーサネットフレーム伝送	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(都道府	10Mbit/sの符合伝送が可能なもの	54,809円
		20Mbit/sの符合伝送が可能なもの	72,663円
		30Mbit/sの符合伝送が可能なもの	85,789円
		40Mbit/sの符合伝送が可能なもの	96,337円

2-5~2-6の2 (略)

2-6の3 イーサネットフレーム伝送機能

2-6の3-1 中継局イーサネットスイッチに係る部分の料金額

1 中継局イーサネットスイッチごとに月額

区 分		料金額	備 考
イーサネットフレーム伝送機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(中継局イーサネットスイッチに係るものに限ります。)	173,889円	—

2-6の3-2 都道府県の区域における通信に係る部分の料金額

都道府県の区域ごとに月額

区 分		料金額	備 考
イーサネットフレーム伝送	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(都道府	10Mbit/sの符合伝送が可能なもの	60,436円
		20Mbit/sの符合伝送が可能なもの	80,161円
		30Mbit/sの符合伝送が可能なもの	94,679円
		40Mbit/sの符合伝送が可能なもの	106,357円

機能	県の区域における通信に係るものに限ります。)	50Mbit/sの符号伝送が可能なもの	116,615円	——
		60Mbit/sの符号伝送が可能なもの	125,452円	
		70Mbit/sの符号伝送が可能なもの	133,816円	
		80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	141,234円	
		90Mbit/sの符号伝送が可能なもの	148,178円	
		100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	154,649円	
		200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	205,627円	
		300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	242,877円	
		400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	273,737円	
		500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	300,099円	
		600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	323,621円	
		700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	345,013円	
		800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	364,749円	
		900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	383,300円	
		1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	400,432円	
		2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	536,245円	
		3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	637,500円	
4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	721,715円			
5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	795,041円			
6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	861,267円			
7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	921,812円			
8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	978,097円			
9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,030,831円			
10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,080,962円			

2-6の3-3 単位料金区域における通信に係る部分の料金額

単位料金区域ごとに月額

区 分		料金額	備 考
イーサネット フレーム ム伝送 機能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(単位料金区域における通信に係るものに限ります。)	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの	151,915円
		20Mbit/sの符号伝送が可能なもの	201,490円
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	237,975円
		40Mbit/sの符号伝送が可能なもの	267,320円
		50Mbit/sの符号伝送が可能なもの	293,095円
		60Mbit/sの符号伝送が可能なもの	315,300円
		70Mbit/sの符号伝送が可能なもの	336,315円
		80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	354,950円
		90Mbit/sの符号伝送が可能なもの	372,395円
		100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	388,650円
		200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	516,690円
		300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	610,220円
400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	687,685円		
500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	753,845円		

機能	県の区域における通信に係るものに限ります。)	50Mbit/sの符号伝送が可能なもの	105,596円	——
		60Mbit/sの符号伝送が可能なもの	113,781円	
		70Mbit/sの符号伝送が可能なもの	121,106円	
		80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	127,787円	
		90Mbit/sの符号伝送が可能なもの	134,038円	
		100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	140,074円	
		200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	185,824円	
		300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	219,113円	
		400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	246,385円	
		500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	270,005円	
		600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	290,831円	
		700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	309,939円	
		800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	327,328円	
		900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	343,427円	
		1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	358,668円	
		2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	476,692円	
		3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	563,562円	
4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	634,747円			
5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	696,263円			
6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	751,118円			
7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	800,817円			
8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	846,649円			
9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	889,472円			
10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	929,717円			

2-6の3-3 単位料金区域における通信に係る部分の料金額

単位料金区域ごとに月額

区 分		料金額	備 考
イーサ ネット フ レ ーム 伝 送 機 能	LAN型通信網により通信路の設定及び伝送を行う機能(単位料金区域における通信に係るものに限ります。)	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの	160,722円
		20Mbit/sの符号伝送が可能なもの	213,190円
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	251,813円
		40Mbit/sの符号伝送が可能なもの	282,882円
		50Mbit/sの符号伝送が可能なもの	310,176円
		60Mbit/sの符号伝送が可能なもの	334,322円
		70Mbit/sの符号伝送が可能なもの	355,951円
		80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	375,692円
		90Mbit/sの符号伝送が可能なもの	394,174円
		100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	412,026円
		200Mbit/sの符号伝送が可能なもの	547,755円
		300Mbit/sの符号伝送が可能なもの	646,979円
400Mbit/sの符号伝送が可能なもの	728,581円		
500Mbit/sの符号伝送が可能なもの	799,484円		

	600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	812,865円
	700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	866,530円
	800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	916,030円
	900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	962,555円
	1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,005,510円
	2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,345,810円
	3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,599,240円
	4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,809,830円
	5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,993,050円
	6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,158,420円
	7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,309,510円
	8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,449,890円
	9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,581,345円
	10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,706,255円

2-7 (略)

2-8~2-10 (略)

2-11 その他の機能

区 分		単 位	料金額	備考
(1)~(22) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

	600Mbit/sの符号伝送が可能なもの	862,204円
	700Mbit/sの符号伝送が可能なもの	919,890円
	800Mbit/sの符号伝送が可能なもの	972,540円
	900Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,021,414円
	1Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,067,771円
	2Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,430,636円
	3Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,702,241円
	4Gbit/sの符号伝送が可能なもの	1,927,901円
	5Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,125,240円
	6Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,303,067円
	7Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,465,790円
	8Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,617,183円
	9Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,759,765円
	10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	2,894,795円

2-7 (略)

2-7の2 SIPサーバ機能

区 分		単 位	料金額	備考
SIPサーバ機能	一般収容局ルータと連携してインターネットプロトコルによるパケットの伝送の制御又は固定端末系伝送路設備の認証等を行う機能	1通信ごとに	0,88805円	—

2-8~2-10 (略)

2-11 その他の機能

区 分		単 位	料金額	備考
(1)~(22) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(23) 一般収容局ルータ接続ルーティン伝送機能	端末系ルータ交換機能、一般収容局ルータ優先パケット識別機能、閥門系ルータ交換機能及び一般中継系ルータ交換伝送機能を用いて、第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第8欄のうち一般収容局ルータで接続し、IP通信網（専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。）を利用した交換及び伝送を行う機能（SIPサーバと連携して提供するセッション制御の機能を除き、LANインタフェースにより1Gbit/sの符号伝送が可能なものに限り。）	一般収容局ルータにおける1IP通信網収容装置ごとに月額	1,348,049円	—

2-12 (略)

2-13 ルーティング伝送機能

区分	単位	料金額	備考
(1) 一般 收容局 ルータ 接続ル ーティ ング伝 送機能	一般收容 局ルータ における 1 IP通 信網收容 装置ごと に月額	1,196,836円	—
(2) 一般 中継局 ルータ 接続ル ーティ ング伝 送機能	1ポート ごとに月 額	4,583,333円	—
(3) (略)	(略)	(略)	(略)
(4) 削除			
(5) 閥門交 換機接続	1通信ご とに	0.83833円	—

2-12 (略)

2-13 ルーティング伝送機能

区分	単位	料金額	備考		
(1) (略)	(略)	(略)	(略)		
(2) 一般 中継系 ルータ 交換伝 送機能	一般中継局ルータ等により通信の交換又は伝送を行う機能(優先パケットに係る交換及び伝送を行う機能を含む。)	ア 最優先クラス	1 Mbit まで ごとに月額	0.00024252円	—
		イ 高優先クラス	1 Mbit まで ごとに月額	0.00023443円	
		ウ 優先クラス	1 Mbit まで ごとに月額	0.00020210円	
		エ ベストエフォ ートクラス	1 Mbit まで ごとに月額	0.00020210円	

ルーティング伝送機能		1秒ごとに	0.0024261円	—
(6) 一般収容局ルータ優先パケット識別機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7欄で接続し、一般収容局ルータにおいて、優先パケットを識別する機能	1契約数ごとに月額	2.01円	IPoE接続を利用している協定事業者に適用し ます。
(7) 一般中継局ルータ優先パケットルーティング伝送機能	第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7欄で接続し、ISP接続用ルータと一般収容局ルータの間において、IP通信網(専らIP電話の提供の用に供するものを除きます。)を利用した優先パケットに係る交換及び伝送を行う機能	1Mbitまでごとに月額	0.035668円	IPoE接続を利用している協定事業者に適用し ます。

第2 網改造料

1 適用(略)

1-1 網改造料の対象となる機能

区 分	内 容	備 考
(1)~(52) (略)	(略)	(略)
(53) IP通信網との接続に係る機能(IPoE接続に係るものを除く)	ア IP通信網終端装置に協定事業者との接続(PPPoE方式により行うものに限ります。)のためのインタフェースを付与する機能 イ IP通信網間接続装置に協定事業者との接続のためのインタフェースを付与する機能	—

第2 網改造料

1 適用(略)

1-1 網改造料の対象となる機能

区 分	内 容	備 考
(1)~(52) (略)	(略)	(略)
(53) IP通信網との接続に係る機能(IPoE接続に係るものを除く)	ア IP通信網終端装置(ウに定めるもの以外)に協定事業者とのPPPoE接続のためのインタフェースを付与する機能 イ IP通信網間接続装置に協定事業者との接続のためのインタフェースを付与する機能	—

	ウ IP通信網終端装置においてPPPoE方式による接続を行うための機能	
(54)～(61) (略)	(略)	(略)
(62) IP通信網とのIPoE接続に係る機能	IPoE接続を行うための機能	—————
(63)～(67) (略)	(略)	(略)
(68) 優先パケットの利用に係る機能	優先パケットを利用した通信を行うにあたり、協定事業者の契約者ごとの申込受付及び一般収容局ルータへの回線情報の設定並びに送受信データ量の把握を行う機能	IPoE接続を利用している協定業者に適用します。

別表1 接続により提供する機能
1-1 1-2以外の接続機能

機能の区分	機能の内容	備考
(略)	(略)	(略)
端末系交換機能	加入者交換機（当社が別に定める簡易型交換機を含みます。）により相互接続通信の交換を行う機能	
(略)	(略)	(略)
中継系交換機能	市外中継交換機により相互接続通信の交換を行う機能	

別表2 (略)

別表3 様式
様式第1～第24-3 (略)

	ウ IP通信網終端装置（増設基準を設けないものに限り。）においてPPPoE接続を行うための機能	
(54)～(61) (略)	(略)	(略)
(62) IP通信網とのIPoE接続に係る機能	IPoE接続を行うための機能（料金表第1表第1（網使用料）2-4中継系交換機能のうち閉門系ルータ交換機能に係るもの（IPoE方式で接続する場合に限り。）を除きます。）	—————
(63)～(67) (略)	(略)	(略)
(68) 優先クラスの利用に係る機能	優先クラス通信機能を利用した通信を行うにあたり、協定事業者の契約者ごとの申込受付及び一般収容局ルータへの回線情報の設定並びに送受信データ量の把握を行う機能	IPoE接続を利用している協定業者に適用します。

別表1 接続により提供する機能
1-1 1-2以外の接続機能

機能の区分	機能の内容	備考
(略)	(略)	(略)
端末系交換機能	加入者交換機（当社が別に定める簡易型交換機を含みます。）又は一般収容局ルータにより相互接続通信の交換を行う機能	
(略)	(略)	(略)
中継系交換機能	市外中継交換機又は閉門系ルータにより相互接続通信の交換を行う機能	

別表2 (略)

別表3 様式
様式第1～第7-7 (略)
様式第8 (略)
様式第8別紙1～別紙4 (略)

様式第8別紙5（第34条の15関係）

優先クラス通信機能の利用に係る具体的内容

項目	具体的内容
1. 需要	
(1)サービス開始後3年間の提供予定回線数	1年後（ 年 月末）： 回線 2年後（ 年 月末）： 回線 3年後（ 年 月末）： 回線

様式第 24-4（第 50 条第 3 項関係）

一般収容局ルータ優先パケット識別機能及び一般中継局ルータ優先パケットルーティング伝送機能に係る見込み需要通知書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

所属（法人名等）
氏名

貴社接続約款第 50 条（トラヒック又は回線数等の通知）第 3 項の規定により、一般収容局ルータ優先パケット識別機能及び一般中継局ルータ優先パケットルーティング伝送機能に係る見込み需要について、以下の通り通知します。

1. 平成 年度の見込み年間契約数

	契約数（累計）	
4 月末		回線
5 月末		回線
6 月末		回線
7 月末		回線
8 月末		回線
9 月末		回線
10 月末		回線
11 月末		回線
12 月末		回線
1 月末		回線
2 月末		回線
3 月末		回線

(2)利用種別	音声 / データ
(3)音声利用の場合	1 契約あたりのチャンネル数 : ch 1チャンネルあたりの平均利用帯域 : Mbit/s 呼率（1チャンネルあたりの月間通話時間） : 秒
2. 設定内容	
(1)通信宛先アドレス （IPv6 アドレス／プレフィックス長）	IPv6 アドレス : プレフィックス長 : /
(2)1 回線あたりの優先クラスの利用帯域	Mbit/s （IP 通信網サービスの品目ごとに記載）

様式第 24-4（第 50 条第 3 項関係）

優先クラス通信機能に係る見込み需要通知書

第 号
年 月 日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

所属（法人名等）
氏名

貴社接続約款第 50 条（トラヒック又は回線数等の通知）第 3 項の規定により、優先クラス通信機能に係る見込み需要について、以下の通り通知します。

1. 平成 年度の見込み年間契約数

	契約数（累計）	
4 月末		回線
5 月末		回線
6 月末		回線
7 月末		回線
8 月末		回線
9 月末		回線
10 月末		回線
11 月末		回線
12 月末		回線
1 月末		回線
2 月末		回線
3 月末		回線

2. 平成 年度の見込み年間送受信データ量

	送受信データ量
4月	Mbit
5月	Mbit
6月	Mbit
7月	Mbit
8月	Mbit
9月	Mbit
10月	Mbit
11月	Mbit
12月	Mbit
1月	Mbit
2月	Mbit
3月	Mbit

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2 契約数（累計）は、一般収容局ルータ優先パケット識別機能を利用したサービスを提供するIP通信網サービスの回線数を記入すること

附 則

（実施時期）

1 この改正規定は、認可を受けた後、当社の準備が整い次第、実施します。

（網改造料に関する経過措置）

2 料金表第1表第2（網改造料）第53欄ウ欄の対象となるIP通信網終端装置は、PPPoE方式による接続をしている協定事業者が設置を申し込む場合において、専ら協定事業者の要望により設置するもので当社が別に定めるものとし、同欄ア欄の対象となるIP通信網終端装置は、ウ欄の対象となるIP通信網終端装置を除きます。

※二重下線部は、平成29年12月18日東相制第17-00083号にて認可申請中です。

※二重波下線部は、平成29年12月18日東相制第17-00083号にて認可申請中のもので、本申請（平成30年3月16日東相制第17-00122号）にて認可申請するものです。

2. 平成 年度の見込み年間送受信データ量

	送受信データ量
4月	Mbit
5月	Mbit
6月	Mbit
7月	Mbit
8月	Mbit
9月	Mbit
10月	Mbit
11月	Mbit
12月	Mbit
1月	Mbit
2月	Mbit
3月	Mbit

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2 契約数（累計）は、優先クラス通信機能を利用したサービスを提供するIP通信網サービスの回線数を記入すること

附 則

この改正規定は、認可を受けた後、当社の準備が整い次第、実施します。

附 則

この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施し、料金表の料金額については平成30年4月1日に遡及して適用します。ただし、この改正規定のうち、料金表第1表第1（網使用料）2-4第4欄イ欄（東京都内の設置場所において接続する場合を除きます。）については、認可を受けた後、当社の準備が整い次第、実施します。